

I. 事実の概要

- 5 自宅近くにて隣人の A(75 歳)と土地の使用をめぐり口論になった甲(35 歳・空手有段者)は、「俺に楯突くとどうなるかわかってるのか。俺は黒帯持ちだ、覚悟しろ。」と申し向け、A に対して激しい暴行を加えた。その中で A は幾度となく暴行をやめるよう甲に懇願したが、甲は構わず A を殴り続けた。これにより極度に畏怖した A は「金をやるから勘弁してくれ。」と言い、持っていた現金 5 万円入りの財布を甲に差し出し、甲はこれを取り上げた。
- 10 もっとも、この財布および現金 5 万円は A が以前電車内でのスリ行為によって手に入れたものであった。

財布を手に入れたのち、甲は逃走するため自車に乗り込み車を発進させたが、A は甲の追跡を開始した。これに気付いた甲は A に対する殺意を生じ、自車を降りて A に対して新たな暴行を加えた結果、A は死亡した。

- 15 その後甲は A から奪った財布を妻の乙に預けた。乙は当初これが盗品であることに気付かず保管していたが、ある日中身を確認して他人のカード類が入っていると気づき、盗品だと知った。しかし、怖くなった乙はそのまま保管を続けた。

甲・乙の罪責を検討せよ。

参考判例:最高裁昭和 24 年 5 月 28 日第二小法廷判決

20

II. 問題の所在

反抗抑圧後に財物奪取の意思(事後的奪取意思)が生じた場合に、強盗罪が成立するには、新たな暴行・脅迫が行われる必要があるか否か。

25 III. 学説の状況

A 説(新たな暴行・脅迫必要説)

財物奪取の目的が生じた後に、新たな暴行・脅迫が必要であるとする説¹。

B 説(新たな暴行・脅迫不要説)

- 30 新たな暴行・脅迫は不要であり、反抗抑圧状態に乗じて財物を奪取すれば強盗罪が成立するとする説²。

IV. 判例(裁判例)

大阪高判昭和 61 年 10 月 7 日。判タ 631 号 239 頁。

¹ 山口厚『刑法各論[第 2 版]』(有斐閣,2010 年)221 頁。

² 山口・前掲 221 頁。

[事案の概要]

変態的性行為を嗜好する被告人が、かねて顔見知りの被害者に対し、変態的なわいせつ行為をしようと企て、同女方において、所携のナイフを同女に突き付け、ガムテープで口を塞ぎ、両手首をネクタイで縛るなどして、その犯行を抑圧したうえ、わいせつ行為を加えたが、被害者が、金員を提供して退去を哀願するや、右金員を奪取する意思を生じ、同女から右金員を奪取した行為が強盗罪を構成するとされた事例。

[判旨]

「被告人が甲野方に赴いた当初から強盗の犯意を有していたことまでは認め難いものの、その後被害者に対して原判示のような強制わいせつ行為に及ぶうち、後記のとおり、それら一連の被告人の言動に畏怖した同女から現金 5 万円を提供された段階において犯意を生じ、同女の畏怖状態を利用して右金員を強取するに至った事実は、優に肯認することができる。(省略)右事実に徴すると、被告人が原判示強制わいせつの犯行の際、被害者からの提供に基づくとはいえ現金 5 万円を奪取したことは明らかであって、しかもその方法は、同女の手から直接交付を受けたか又はいったん同女がその面前で台所のテーブルの上に置いたのを奪ったかのいずれかであり、右のいずれの方法によったとしても、当時被告人が被害者の前示金員提供の趣旨と、それまでの自己の言動により被害者が痛く畏怖していることをよく認識もしていたこともを推認するに難くないところであるから、少なくとも右金員提供の段階において、被告人がこれを奇貨として金員取得の犯意を生じ、自己の先行行為による被害者の畏怖状態を利用するとの意思のもとに右金員強取するに至ったことは否定できないものというべきである。」

[引用の趣旨]

この判決は、肯定説(新たな暴行・脅迫不要説)にたち、被害者の畏怖状態の利用という文言が用いられているため、B説を採用するにあたり有用な裁判例であると思い、引用することとした。

V. 学説の検討

A説(新たな暴行・脅迫必要説)について

本説によると、自己の作出した犯行抑圧状態を利用して財物奪取を行なっていて、客観的に強盗罪の構成要件を満たしているのに、他の強盗罪の成立が認められる事例と比べて、あまりにも軽く、均衡を失する。

よって、検察側はA説を採用しない。

B説(新たな暴行・脅迫不要説)について

暴行・脅迫により相手方を制圧したのちはじめて財物奪取の犯意を生じ、無抵抗の被害者から財物を奪取した場合でも、犯人が前の暴行によって生じた抵抗不能の状態を利用し、いわばその余勢をかって財物を奪ったものと認められる限り、強盗と認めるべきである。

被害者の無抵抗状態が、犯人の存在を意識し、さらに暴行を加えられるのを恐れたためであるときについては、特に、強姦犯人が強姦の手段である暴行・脅迫により畏怖状態にある被害者から所持品を奪取する事例について強盗と認められており、これと同様に解すべきである³。

5 よって、検察側は B 説を採用する。

VI. 本問の検討

第1 甲の罪責

10 甲が A に対して暴行を加えた後、財布を得、さらに同人を殺害した行為について強盗殺人罪(240条後段)が成立しないか

1 前提として、本件で甲は上記行為時に殺意を有しており、そもそも 240 条は殺意ある場合にも適用されるかが問題になるも、これは肯定されるべきである。なぜなら、240 条には結果的加重犯特有の「よって」という文言がないからである。以下本罪が成立するか検討していく。

15 2 本罪が成立するためには、甲が「強盗」にあたる必要がある。

(1)ア 本件では最初の暴行(以下「第一暴行」)の後に A が財布を差し出したことから、甲に財物奪取意思が生じ、新たな暴行なく、その財布を取っている。ここで事後的奪取意思が生じ財物を奪取したとき強盗罪が成立しうるか。

20 イ 検察側は B 説を採用するため行為者が自己の惹起した反抗抑圧状態を利用し財物を奪取していれば強盗罪が成立しうると考える。

25 ウ 本件についてみると、第一暴行は年齢も 35 歳と比較的若く、空手有段者の甲によるものであり、A が暴行をやめるよう懇願しても構わずやり続けるという執拗なものであった。加えて、被害者 A は極度に畏怖し現実に反抗を抑圧されていた。これらの事情から第一暴行は反抗を抑圧するに足る程度のものであったといえ、それを利用して甲は財布を取っているので「強盗」にあたる。

(2) なお、ここで A は自ら財布を差し出しているため「強取」にあたらないのではないかとと思われる。しかし、本件の場合、被害者 A は任意に差し出したのではなく、極度に畏怖し自由意思を制圧された状態で差し出したのであるから、任意の「交付」ではなく「強取」にあたると考えるべきである。

30 (3) また、本件財布は盗品であるため「財物」にあたるかが問題となるも、強盗罪の保護法益が占有権であることから肯定される。

(4) よって、甲は「強盗」にあたる。

35 3(1) 本件での A の死亡結果は、甲による強盗の手段たる暴行ではなく、A の追跡から逃れるための新たな暴行(第二暴行)から生じたものであった。この場合にも「死亡させた」といえるか。

³ 藤木英雄『刑法講義 各論』(弘文堂,1976年)294頁。

(2) そもそも 240 条の趣旨は、強盗の機会に人の死傷結果が生じることが刑事学上顕著であることから、特に刑を重くし、人の生命身体の保護を図る点にある。よって、死傷の結果は強盗の機会に行われた行為によって生じたものを含むと考える

5 (3) 本件についてみると、第二暴行は甲の強盗行為の直後に行われており時間的近接性があるし、また、被害者の追跡に対して行われたものであり犯意の継続性も認められる。したがって強盗の機会に行われたものといえる。よって「死傷させた」といえる。

4 以上より、甲の上記行為に強盗殺人罪が成立する。

第2 乙の罪責

乙が本件財布を保管していた行為について盗品保管罪(256 条 2 項)が成立しないか

10 1(1) 本件で乙は保管の途中で盗品であることに気付いているが、このような場合にも本罪は成立するか。

15 (2) そもそも盗品等に関する罪の本質は、被害者の追求権の行使を困難にすることにある。そして、知情後に盗品等を返還せずに保管することで、より被害者の追求権行使を困難にしている。また、盗品等保管罪は継続犯であるから、知った時点からの保管は盗品等保管罪の実行行為になると考える。

よって、保管の途中で盗品等にあたることを知った場合には、それ以降の保管については盗品等保管罪が成立すると考える。

20 (3) 本件でも乙が本件財布が盗品であることに気づいた以後から、上記行為は本罪の構成要件に該当する。

2 もっとも、本犯たる甲と行為者の乙は夫婦であり親族関係であるから、257 条 1 項が適用され、乙はその刑を免除される。

VII. 結論

甲には、強盗殺人罪(240 条後段)が成立し、その罪責を負う。

25 乙は、何ら罪責を負わない。

以上